

第30回 総会議事録

1 開催の日時 令和元年12月26日(火)午後1時30分～午後3時00分

2 開催の場所 松江市役所 西棟5階 防災センター

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第167号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第168号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第169号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第170号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第171号 非農地確認について

議 第172号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第173号 松江農業振興地域整備計画の変更について

議 第174号 松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

報告第59号 会長専決処分の報告

報告第60号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(19名) 欠席委員(0名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 角 可津夫(出)	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	浅野 剛志	農地係主事	伊藤 謙
農地係専門企画員	野津 慎一	農業企画係主事	村田 優斗
農地係主任	岡田 勝		

6 会議内容

議長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第30回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は提出されていません。委員定数19名全員の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。5番の磯部委員、6番の勝田委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と伊藤主事をお願いします。それでは、議事に入ります。議第167号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議第167号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件5筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、30番の案件からご説明します。申請は、東生馬町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、単独の圃場であり、耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接の農地と一体とした耕作が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクター・耕運機・田植え機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、31番の案件をご説明します。申請は、竹矢町の田2筆と、東出雲町出雲郷の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由・譲受理由は、ともに家庭の事情によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、32番の案件をご説明します。申請は、八幡町の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲受人はご覧のとおりです。譲渡理由・譲受理由は、ともに家庭の事情によるものです。譲受人の世帯は、草刈り機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長
10番委員
議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局の説明の通り、全て問題なしと判断いたしました。

これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

7番委員

32番案件について、譲受人の耕作面積が下限面積を下回っているが、これは問題がないのか。

事務局

今回取得する面積を含めて30aを耕作することが面積に関する要件となっております。今回取得分を現在の耕作面積に加算すると、30aを超えるため、面積要件はクリアしています。

7番委員
議長

分かりました。

ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第167号は 原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第167号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第168号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。なお、本案件のうち番号19番については、議第170号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号74番から79番までと関連する案件でございます。よって 議第170号の番号74番から79番までを併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第170号の番号74番から79番までを併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

事務局 それでは、議題168号、「農地法第4条の規定による許可申請」と議題170号「農地法第5条の規定による許可申請」の74番から79番について説明いたします。お手元の議案の4ページと併せて、『農地法第4条・5条の説明資料』をご覧ください。

それでは、4条の19番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがないことなどから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は墓地及び進入路です。転用面積は30.56㎡、所要面積も同じく30.56㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、墓地の移設と進入路を整備するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に議題170号、農地法第5条の74番から79番について説明いたします。いずれの転用目的も墓地の移設であり、説明の内容が同じ部分がありますので、重なる部分について、75番以降は省略させていただきます。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分は、都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがないことなどから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は墓地の移設です。転用面積は9.63㎡、所要面積も同様の9.63㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し山中にある墓地を移設するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の75番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整は前番と同様です。転用面積は、9.59㎡、所要面積も同様の9.59㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。次に5条の76番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整は前番と同様です。転用面積は、9.64㎡、所要面積も同様の9.64㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の77番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整は前番と同様です。転用面積は、9.54㎡、所要面積も同様の9.54㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

事務局	<p>次に5条の78番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整は前番と同様です。転用面積は、9.44㎡、所要面積も同様の9.44㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条の79番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整は前番と同様です。転用面積は、9.48㎡、所要面積も同様の9.48㎡です。権利の種類、事業計画、事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に4条の20番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町須田の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがないことなどから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は52.6㎡、所要面積も同じく52.6㎡です。事業計画ですが、申請地を令和元年9月から駐車場として農地の一部を使用していたものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上上程いたしました、4条2件については、農地法第4条第6項、5条6件については、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
議 員	<p>事務局の説明にあった通り、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。</p>
議 員	<p>これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第168号と、議第170号の番号74番から79番までは、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第168号と、議第170号の番号74番から79番までは、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第168号と、議第170号の番号74番から79番までは、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に議第169号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、本案件については、議第170号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号70番と関連する案件でございます。よって 議第170号の番号70番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第170号の番号70番を併せて審議します。事務局はそうように説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に議第169号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」と関連案件である議題170号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号70番について説明いたします。お手元の議案の6ページと併せて、『農地法第4条・5条の説明資料』をご覧ください。</p> <p>それでは、5条の事業計画変更の案件について、説明します。</p>

事務局 計画変更の件につきましては、平成20年1月31日に許可されておりますが、その後転用がなされず、今回、計画を一部変更するものです。当初転用者、継承者はご覧の通りです。継承後、改めて5条許可をするものです。

次に、5条70番について、説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は浜佐田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがないことなどから、2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は一般住宅です。転用面積は204㎡、所要面積も同様の204㎡です。権利の種類は所有権移転です。事業計画ですが、申請地に一般住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条事業計画変更1件と5条1件につきましては、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは現地調査班からの報告をお願いします。

議10番委員 事務局の説明にあった通り、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。

議長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第170号の番号70番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。そうしますと、議第169号は、原案のとおり承認することに、及び議第170号の番号70番は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第169号は原案のとおり承認することに、議第170号の番号70番は、原案のとおり許可することに、決めます。次に、議第170号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号70番と、74番から79番までの7件を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議題170号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。お手元の議案の7ページと併せて、『農地法第4条・5条の説明資料』をご覧ください。

それでは、5条の71番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の2筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがないことなどから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅の建設です。転用面積は1,213㎡、所要面積は、地図の斜線部分も含めた1,532.33㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し建売住宅6棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。なお、説明資料の位置図に形状変更予定地と記載しておりますが、ここは転用事業者である法人の代表が先月3条で取得しております。ただ現地は水はけが悪く機械もはまるため形状変更をしてブルーベリーやさかきを栽培されます。形状変更については、農地転用の工事と同時に行われます。

次に5条の72番について、説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は10ha以上の連たんがないことなどから、第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場及び管理事務所です。転用面積は1,102㎡、所要面積も同様の1,102㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を資材置場として整備するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条の73番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画外です。農地区分は10ha以上の連たんがないことなどから、第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用面積は407㎡、所要面積も同様の407㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条80番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんが見られるため、第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和元年12月2日付けで農用地区域から除外済です。転用目的は保育園建設です。転用面積は2,645㎡、所要面積も同様の2,645㎡です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号『集落接続』に該当するものです。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地に保育園を建設するものです。資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条81番と82番ですが、これらは関連案件で、説明の内容が同じ部分がありますので、重なる部分について、82番では省略させていただきます。それでは、5条81番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事車両仮設道路、車両待機・退避所です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項1号で、農用地区域内で一時転用を行う場合の不許可の例外に該当します。転用面積は1,862㎡、所要面積は、所要面積も同様の1,862㎡です。権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。事業計画ですが、申請地は、西側の形状変更地への工事車両通行用の仮設道路及び車両待機・退避所として一時転用していますが、形状変更の期間の延長に伴い一時転用の期間を延長するものです。一時転用期間は令和2年10月31日までです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条82番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分、農地区分、土地利用計画との調整、転用目的は前番と同様です。転用面積は2,077㎡、所要面積も同様の2,077㎡です。権利の種類は、事業計画、事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

最後に5条83番について説明します。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがないことなどから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は進入路です。

転用面積は33.75㎡、所要面積も同様の33.75㎡です。権利の種類は使用貸

事務 局 借による権利の設定です。事業計画ですが、11月に指令松農第195の65号で許可した申請地の建設に伴い進入路として一時転用するもの。資金計画につきましてはご覧のとおりです。

議 長 以上、上程しました5条7件については、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いします。

10番委員 それでは現地調査班からの報告をお願いします。

議 長 81番及び82番については、一時転用の期間が終了した後、農地に復元する必要があるため、地元農業委員を中心に経過観察することを確認いたしました。その他については事務局の説明にあった通り、問題なしと判断いたしました。

議 長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第170号のうち、番号71番、72番、73番、81番、82番及び83番の、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、案件について採決いたします。議第170号のうち、番号71番から73番までと、81番から83番までの案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第170号のうち、番号71番から73番までと、81番から83番までの案件については、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第170号の番号80番は、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、案件について、採決いたします。議第170号の番号80番について、原案のとおり許可相当であると確認することに、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第170号の番号80番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。つづいて議第171号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務 局 議題171号非農地についてご説明いたします。議案と『非農地確認について』の説明資料を併せてご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は2件2筆です。

それでは、番号19番の案件についてご説明いたします。申請人はご覧のとおりです。土地の所在は、八雲町東岩坂の農用地区域外、都市計画区域外の田1筆で、主要地方道大東 東出雲線から市道川原線を南約400m進み、市道安田川原線を西に約450m進み、市道鑓溝線を約200m進んだ地点の南側に位置しております。現地確認委員は、前田保典農地利用最適化推進委員です。現地確認した際の現地の状況ですが、11月18日に申請者代理人の立ち会いの下で、前田保典農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。平成元年頃から労力不足により耕作放棄されており、現在は、竹や雑木が繁茂し、農地としての再生は困難な状況でした。

つづいて番号20番の案件についてご説明いたします。申請人はご覧のとおりです。土地の所在は、玉湯町の農用地区域外、市街化区域の畑1筆で、市道玉造大谷線の玉造上停留所から約100m南に進み、市道廻原幹線を南に約200m進んだ地点の申請者宅の裏に位置しています。現地確認委員は、松浦孝治農地利用最適化推進委員です。現地確認した際の現地の状況ですが、11月28日に申請者の立ち会いの下で、松浦孝治農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。

事務局 平成13年頃から耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は、急斜面となっており、農地としての再生は困難な状況でした。

以上、ご報告しましたとおり、番号19番及び20番は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供する土地」ではないと考えます。

議長 審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第171号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第171号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第172号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第172号の「所3番」の案件については、1番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思えます。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思えます。

議長 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第172号の所3番の案件について、先議したいと思えます。農業委員会法第31条第1項の規定により、1番委員は、この議事の間、退室願います。

それでは、議第172号の所3番の案件について、事務局より説明願います。

事務局 それでは議第172号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所3についてご説明をいたします。

所3は、鹿島地区、田6筆の売買による所有権移転です。譲渡人は、労力不足により売りたいとの要望があり、譲受人は、経営規模の拡大を図るため取得したいということで、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第172号の所3番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第172号の所3番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、1番委員の除斥を解きます。

それでは、議第172号のうち、所3番の案件以外について、審議したいと思えます。それでは、事務局より説明願います。

事務局 それでは議第172号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所3以外の案件についてご説明をいたします。

始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、古江地区、田2筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模の拡大を図るため買いたいとの要望があつ

事務局 たため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

所2は、生馬地区、田3筆の売買による所有権移転です。譲渡人は、労力不足により売りたいとの要望があり、譲渡人からの要望により取得したいということで、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1から利2は川津地区の案件で、このうち利1が新規の案件です。利3は朝酌地区の更新案件です。利4から利8は本庄地区の案件で、このうち利6から利8が新規の案件です。利9から利11は大庭地区の案件で、このうち利11が新規の案件です。利12から利15は鹿島地区の案件で、このうち利12、利13、利15が新規の案件です。利16から利20は東出雲地区の案件で、このうち利16が新規の案件です。利21は宍道地区の新規案件です。利22は八束町の新規案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田62, 633㎡、畑2, 826㎡、合計面積65, 459㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1は秋鹿地区、機構転貸の新規案件です。転2から転14は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転12と転13が新規の案件です。転15から転20は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転20が新規の案件です。転21は朝酌地区、機構転貸の新規案件です。転22は美保関地区、機構転貸の新規案件です。転23と転24は玉湯地区、機構転貸の新規案件です。転25は八束地区、機構転貸の新規案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田55, 883㎡、畑1, 508㎡、合計面積57, 391㎡となります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第172号のうち、所3番の案件以外について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第172号のうち、所3番の案件以外については、原案のとおり決定することに決めます。

事務局 次に議第173号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第173号の「松江農業振興地域整備計画の変更」についてご説明させていただきます。皆様方には、本日の審議に先立ち、12月2日に農振除外案件の現地調査にお出かけ頂き、有難うございました。本日は、あらためて農振除外の各申出についてご説明いたします。それでは表紙に「松江農業振興地域整備計画変更理由書(案)」と書いてあるものをご覧下さい。「松江農業振興地域整備計画 変更理由書(案)」は農振除外に必要な書類です。めくっていただきまして1枚目は今回、どういった変更理由で、どれだけ農用地区域から除外されることになるかを一覧にしたものです。次のページの農用地利用計画変更総括表は、今回の計画変更によって、農地の面積がどう変化するかを一覧にしたものです。めくっていただきまして、次の変更土地調書というのは、

事務局 申出について、それぞれ、基本的な情報を一覧にしたものです。めくっていただきまして、次の変更要件確認表は、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の要件について、各申出が適合していることについて示した一覧です。つづいて、どの土地で、どれくらいの面積を使って、何をしたいのかをまとめたものである付図について1件ずつ説明いたします。今回の除外は9件、編入が1件、合計10件の申出を受け付けています。以上、簡単ではありますが、説明させて頂きました。尚、これらの案件について、松江市農政課としましては、農振地域の変更に関する法的基準を全て満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議長 対象農地につきましては、今日2日に、午前が議席番号1桁の委員で八束を、午後が議席番号2桁の委員で鹿島と橋南を担当し、2班に分けて現地調査が行われております。それぞれ、代表者から、報告をお願いします。

1番委員 事務局の説明にあった通り、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。

17番委員 八束地区同様、事務局の説明にあった通り、いずれの案件も問題なしと判断いたしました。

議長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第173号は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第173号は原案のとおり同意することに決めます。つづいて、議第174号「松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を上程いたします。事務局より、説明願います。

事務局 議第174号「松江市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部貝瀬について」の説明をいたします。改正要旨は、推進委員が担当する区域の一部の定数を変更するため、所要の改正を行うものです。改正内容は、竹矢地区を2名から1名に、津田地区を1名から2名に変更するものです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第174号は原案のとおり、規則の一部改正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第174号は原案のとおり、規則の一部改正することに決めます。

事務局 次に、報告に入ります。報告第59号「会長専決処分の報告」、報告第60号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

事務局 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第30回松江市農業委員会総会を閉会いたします。

